

## 2022年度(令和4年度)事業報告

京都私学振興会は、1963年(昭和38年)5月に設立して以来、半世紀以上の永きに亘って府内の私学の振興と教職員の福利の向上のため、多大の貢献を果たしてまいりました。

令和4年度も、年度当初に定めた事業計画に基づき、下記の諸事業を遂行して私学の振興発展に寄与しました。

### 事業の状況

#### [1] 私学教育充実助成金交付事業

私学関係団体の事業活動を資金面より支援する私学教育充実助成金交付事業は、私学の振興発展を目的とする当振興会にとって最も重要な事業です。

当年度も各団体より提出された申請書について助成金査定委員会において慎重な査定が行われ、その答申に基づき4月8日に下記の6団体に助成金を交付しました。

京都府私立中学高等学校連合会	44,500,000 円
京都府私立中学高等学校経営者協会	6,900,000 円
京都府私立中学高等学校保護者会連合会	3,400,000 円
京都府私立幼稚園連盟	34,400,000 円
京都府専修学校各種学校協会	10,000,000 円
京都府私立小学校連合会	6,500,000 円
合 計	<u>105,700,000 円</u>

また、7月11日開催の助成金査定委員会にて、各私学関係団体の前年度の助成金の使用状況を検証し、当振興会が交付した助成金は各私学関係団体において、私学教育の充実のため適正に使われたことを確認しました。

#### [2] 顕彰奨学金事業

当振興会の顕彰奨学金制度は、平成17年に創設して以来17年目を迎え、これまでに多くの私学関係者に京都私学振興会賞を授賞し奨学金を給付して、私学の教育・文化・スポーツの振興に多大の貢献を果たしてまいりました。

各学校より提出された受賞候補者について審査委員会において慎重な審査が行われ、優れた成果を挙げた教員・クラブ・生徒に京都私学振興会賞を授賞し、学費支弁者を病気等で亡くし修学の継続が困難となった生徒に奨学金を給付しました。

なお、授賞式は新型コロナウイルスの感染予防のため開催を中止してきましたが、3年ぶりに京都私学会館にて6月19日に開催いたしました。

#### 【各賞の受賞者】

私学振興賞Ⅰ(教育・研究・指導面で顕著な成果を挙げた教員)	1名
私学振興賞Ⅱ(特色ある教育計画を実施している学校)	7園校
文化スポーツ活動賞Ⅰ(全国優勝又は準ずる成績を挙げたクラブ)	11クラブ
文化スポーツ活動賞Ⅱ(全国優勝又は準ずる成績を挙げた生徒)	18名
特別賞(永年私学経営に携わり顕著な功績をあげた私学経営者)	1名
奨学金(学費支弁者の死去等により就学困難となった生徒)	8名
教育研究奨励金(日々教育活動に精励している教員・グループ)	2名
京都私学振興会賞奨励金交付額	7,100,000円
京都私学振興会奨学金交付額	2,000,200円

### [3] 会館事業

京都私学会館は、私学関係団体の事業活動の拠点として、また私学関係者の教育研修活動の場として、私学関係団体に事務室を貸与すると共に、私学関係者及び一般利用者の会議・研修・講演会等の用に供しています。

当会館はアクセスの利便性と美しい外観及び最新の設備を備えた会館として高い評価を頂いていますが、当年度は、新型コロナウイルスの蔓延が依然として続いているため、会議室の利用は私学関係者の利用にとどめ、一般利用客への貸与は最小限に抑制してきましたが、令和5年5月に感染症法上の位置付けが変更されることもあり、6月より2階から4階の冷暖房換気設備等の改修をすることとし、Withコロナ時代の質の高い会館運営を目指します。

### [4] 教職員福利厚生事業

教職員の福利厚生の充実は私学教育にとって重要であるため、当振興会は京都私学互助会を組織して、教職員とその家族に対し様々な福利厚生事業を行っています。

当年度も医療・慶弔・退会一時金等の給付事業や貸付金事業を確実に実施しました。なお、会員に映画・演劇・各種イベントの入場料金を補助する厚生文化事業は、新型コロナウイルスの蔓延によるイベント等の不開催のため、前年度に引き続き実施しませんでした。

	(令和4年度)	(令和3年度)
医療・慶弔給付	8,076千円	8,364千円
退会一時金給付	13,616千円	14,933千円
貸付金	1,000千円	1,800千円

#### [5] 公認会計士監査及び監事監査

令和 3 年度収支決算・理事長の職務執行状況・その他の重要事項について、4 月 25 日に西村公認会計士・俣野公認会計士の監査を受け、4 月 26 日に林・藤本・山崎各監事の監査を受けました。

#### [6] 公益法人定期提出書類の提出

公益法人は毎年 3 月末までに翌年度の事業計画・予算、6 月末日までに前年度の事業報告・決算・理事監事評議員名簿、その他の法人の状況を、監督官庁である京都府に報告することとされており、期限内に電子申請にて提出しました。

#### [7] 全国私学振興会連合会総会

令和 4 年度全国私学振興会連合会の総会が 7 月 14 日に福岡県にて開催され、菅常務理事が参加して、全国各地の私学振興会担当者と法人の運営等について意見交換しました。

#### [8] 公益法人立入検査

公益法人は概ね 3 年毎に監督官庁（京都府）による立入検査が行われます。

公益財団法人として 3 回目となる今回は、コロナウイルス感染拡大により約 1 年延期され、令和 4 年 11 月 15 日に実施されました。京都府総務部総務調整課より 3 名の担当官が来訪され、公益事業が適正に実施されているか等について関係書類の照合や質問が行われ、特に大きな問題もなく終了しました。

#### [9] 情報の公開

公益法人は、業務運営の透明化と適切化を図るため諸情報の公開が求められています。当振興会では、公益法人に関する法律に基づき定款・役員報酬規程・役員名簿・予算書・決算書等の書類を事務所に備えて開示すると共に、インターネット上に京都私学振興会と京都私学会館の 2 サイトのホームページを設けて、充実した情報を広く一般に公開しています。

京都私学振興会 <http://www.kyt-shigakusinnkoukai.jp>

京都私学会館 <http://www.kyt-shigakukaikan.or.jp>

#### [10] 理事会等の開催・役員等名簿

理事会・評議員会・各委員会の開催状況、各事業の詳細、及び理事・監事・評議員・各委員会委員の名簿は、後掲の附属明細書 I～V に記載の通りです。

#### [11] 令和 4 年度の収支決算状況

令和 4 年度の収支決算の状況は、別添の貸借対照表・正味財産増減計算書・同内訳表・収支計算書・財務諸表に関する注記・財産目録に記載の通りです。